

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領

〔平成 24 年 3 月 26 日〕
〔総務第 309 号〕

(趣旨)

第 1 この要領は、県営建設工事における施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、施工体制確認型とは、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式による入札で、技術提案のほか、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、要求要件を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価する方式をいう。

(対象工事)

第 3 施工体制確認型の対象は、県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 22 日付け総務第 318 号通知）第 2 に基づき、一般競争入札の方法により請負契約を締結する県営建設工事のうち、工事担当課等の長が必要と認めた工事とする。

(総合評価の方法)

第 4 施工体制確認型の評価値は、次の算式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格}$$

2 標準点、加算点及び施工体制評価点並びにその配点は、次のとおりとする。

- (1) 標準点は要求要件を実現できる場合に与える点数とし、配点は 100 点とする。
- (2) 加算点は技術提案の内容に対して与える点数とし、配点は工事の技術的難易度等に応じて 40 点又は 20 点とする。なお、加算点は施工体制評価を踏まえた補正を行うものとする。
- (3) 施工体制評価点は、要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数とする。配点は 30 点とし、次の項目ごとに 15 点とする。

ア 品質確保の実効性

イ 施工体制確保の確実性

(施工体制評価項目の審査)

第 5 入札課長は、施工体制評価項目の審査のため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者について、開札後速やかにヒアリングを実施するものとする。

(資料の提出)

第 6 入札執行者は、低入札価格調査制度に係る調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札した者に対し、第 5 に定める審査のため、開札後、所定の資料の提出を求めるものとする。なお、当該資料は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 資料の作成等に要する費用は、作成者の負担とする。
- (2) 資料の返却及び公表は原則として行わない。
- (3) 資料の提出後の修正及び再提出は原則として認めない。

(施工体制評価項目の評価方法)

第7 施工体制評価の方法は、次のとおりとする。

- (1) 調査基準価格以上の価格で入札した者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じた施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。

(入札公告等に示す事項)

第8 入札課長は、施工体制確認型により入札を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施工体制確認型の対象工事であること。
- (2) 施工体制確認のヒアリングを実施すること及びその日時、場所等に関すること。
- (3) ヒアリングのため追加資料の提出を求める場合があること及びその提出期限、内容等に関すること。
- (4) ヒアリングに応じない者及び調査資料の全部又は一部を提出しない者等は入札を無効とすること。

(補則)

第9 この要領に定めのない事項については、別に定めるもののほか、総合評価落札方式競争入札実施要領（平成23年6月29日付け総務第65号通知）及び総合評価落札方式競争入札技術評価基準（平成23年6月29日付け総務第66号通知）の例によるものとする。

附 則（平成24年3月26日付け総務第309号）

この要領は、平成24年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。